

大通達甲（捜二）第 1 号  
大通達甲（備二）第 1 号  
平成 14 年 12 月 10 日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

刑 事 部 長  
警 備 部 長

#### 行政対象暴力対策の推進について（依命通達）

近年、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）又は右翼が、不当な利益を得る目的で地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為（以下「行政対象暴力」という。）が、全国的に頻発しています。

行政対象暴力は、暴力団の資金獲得活動が不透明化し、暴力団が暴力団関係企業等を利用して公共事業や産廃事業等、表社会の事業活動への進出を強めるに従って増加するものであり、公正かつ公平であるべき行政の健全性を阻害するおそれが大きく、暴力団等及び右翼の資金源を封圧し、その利権の構築、拡大を阻止するという観点及び行政の健全性、公正性を確保するという観点から、徹底して排除する必要があります。

各警察署にあつては、各部門間の緊密な連携を図りながら、下記によりその諸対策を協力を推進してください。

#### 記

##### 1 行政対象暴力の形態

行政対象暴力の形態としては、次のものが挙げられる。

- (1) 暴力団関係企業を公共工事の下請業者とするために、元請業者に対する行政機関の指導監督権限を不当に行使させようとするなど、行政機関の有する許認可、指導監督、公金支給等の権限を自己又は第三者の有利となるように行使させることを目的とするもの
- (2) 機関紙（誌）の購読、物品の購入等名目の如何を問わず、行政機関又はその職員から不当に金品を得ることを目的とするもの
- (3) その他各種行政行為に対する不当な要求等

##### 2 行政機関との連携強化

###### (1) 連携体制の整備等

警察署の幹部（警部補以上の者をいう。）は、管内の国・県の各種機関及び市役所・町村役場等の行政機関に対し、あらゆる機会を通じて積極的に行政対象暴力排除の重要性を訴え、その意識の高揚を図るとともに、行政機関との連絡窓口を設定するなどして、不当要求等の未然防止とその対処のための連絡体制を整備し、実態を把握すること。

なお、管内において暴力団等の介入が予想されるような大型公共事業等を把握した場合には、当該行政機関に対し早期の事前申入れを行い、事業開始前から行政対象暴力を排除する対策を推進すること。

(2) 不当要求防止責任者の選任

行政対象暴力を未然に防止するため、不当要求防止責任者を選任していない行政機関に対しては、選任の働きかけを行うとともに、今後開催される責任者講習の受講を指導すること。

(3) 行政機関に対する助言、援助

不当要求防止対策委員会の設置、コンプライアンス条例の制定、対応マニュアルの作成等、行政機関に自主的に行政対象暴力を排除するための仕組み作りを働きかけるとともに、これに必要な助言及び援助を行うこと。

3 行政対象暴力の取締り等の強化

(1) 行政対象暴力事件の徹底検挙

行政機関から届出のあった事案はもちろん、潜在事案についても掘り起こし、行為者が暴力団であるか否かを問わず、積極的に刑罰法令を適用して行政対象暴力事件(街頭宣伝活動に伴う違法行為を含む。)の検挙に努めること。

なお、その際に行政機関の職員による違法行為を認知したときは、併せてその検挙を図ること。

(2) 暴力団対策法に基づく行政命令の発出

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)を活用し、積極的に行政命令を発出すること。

なお、行政対象暴力の行為者が指定暴力団員でない場合においても、準暴力的要求行為等をとらえた行政命令の発出に配慮すること。

(3) 各種業からの排除の推進

行政対象暴力事件の検挙により、その行為者が建設業、産業廃棄物処理業等の許可等の取消し事由、又は指名停止事由に該当する場合は、刑事部捜査第二課と連携して確実に業界からの排除を図ること。

4 その他

(1) 本部担当課等との連携

行政対象暴力の実態把握及びその排除を推進するに当たっては、刑事部捜査第二課及び財団法人暴力追放大分県民会議と連携を図ること。

(2) 保護対策の推進

行政対象暴力の排除に関し、暴力団等又は右翼から被害を受けるおそれのある行政機関の職員に対しては、適切な保護対策を実施し、報復行為又は加害行為の未然防止に万全を期すること。

(3) 広報活動の推進

本対策の推進に当たっては、積極的かつ効果的な広報を実施し、行政対象暴力の排除に関する社会的気運の醸成に努めること。

( 捜査第二課暴力団対策係 )

( 警備第二課事件係 )